基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます

（川崎市基本構想）

政策の体系

基本政策２　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- 政策2-1　安心して子育てできる環境をつくる
- 政策2-2　未来を担う人材を育成する
- 政策2-3　生涯を通じて学び成長する

政策２-１　安心して子育てできる環境をつくる

1 政策の方向性

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称（指標の出典）	計画策定時（H27）[2015]	現状（R1）[2019]	目標（R7）[2025]
子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合（市民アンケート）	26.9%	32.2%	35%以上

3 施策の体系

政策２-１　安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進
- 施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進
- 施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進
- 施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

1 これまでの主な取組状況

- 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。
- 小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を平成30（2018）年度から廃止するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。

地域子育て支援センターでの親子の交流の輪

- 「子ども・若者応援基金」を活用して、子ども・若者が自らの将来像やキャリアプランを具体化し、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする、グローバル人財育成事業などの取組を進めています。

グローバル人財育成事業の一つである
「Stanford e-Kawasaki」の閉講式の様子

2 施策の主な課題

- 核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て親子の交流の場や子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するとともに、子育てに関するさまざまな地域資源を活用し、多様な主体と連携・協力しながら、子育てニーズの多様化への対応や子育て不安の解消に向けて、子育て家庭の身近な場所で適切な支援を受けられるよう、取り組む必要があります。

3 施策の方向性

★ 子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進

★ 身近な場所での相談や情報提供など個別のニーズに応じた寄り添い型の支援と地域の子育て資源の育成及びネットワーク化の推進

4 直接目標

- 地域で子育てを支えるしくみをつくる

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数（こども未来局調べ）	15,665 人（平成26（2014）年度）	8,292 人（令和２（2020）年度）	16,300 人以上（平成29（2017）年度）	16,600 人以上（令和3（2021）年度）	12,948 人以上（令和7（2025）年度）
地域子育て支援センター利用者の満足度　（10点満点）（こども未来局調べ）	8.9（平成27（2015）年度）	9.0（令和元（2019）年度）	8.9 以上（平成29（2017）年度）	9.0 以上（令和3（2021）年度）	9.1 以上（令和7（2025）年度）
地域における子育て支援活動の参加数（延べ数）（こども未来局調べ）	第３期実施計画から新たに設定	627 回（令和２（2020）年度）	－	－	2,371 回以上（令和7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	**●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施** R2延べ利用人数：117,183人	・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズに寄り添った支援の実施	事業推進
	●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 R2子育てヘルパー会員平均登録数：758人	・事業の利用促進に向けた取組の推進	
	●地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 ・子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施	・継続実施	
	●子育てに関する情報提供の実施 ・「かわさきし子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施	・子育てに関する効果的な情報提供の継続実施	

施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	**●小児医療費助成の実施** R2支給児童：126,110人	・対象者への適正な支給の実施	事業推進
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	**●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施** ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 R2指導監査実施数：517件 ・指導・監査体制の充実	・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施	事業推進
	●施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催 R2開催回数：５回	・会計研修会等の継続実施	
子ども・若者未来応援事業 子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、さまざまな分野において活躍する人材を目指して挑戦することを後押しする事業を実施します。	**●「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理** ・計画に基づく取組の進行管理 ・第２期計画の策定（予定）	・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理	事業推進
	●「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ・グローバル人財育成事業の実施 ・基金を活用した事業の広報の実施	・グローバル人財育成事業の実施及びプログラムの充実 ・基金を活用した事業の広報の実施	

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

1 これまでの主な取組状況

- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備のほか、川崎認定保育園の活用、年度限定型保育事業の実施など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 令和元（2019）年度に川崎区保育・子育て総合支援センター、令和２（2020）年度に中原区保育・子育て総合支援センターと、各区３園の公立保育所のうち、１園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として順次整備しています。保育・子育て総合支援センターでは、区内の公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進等に取り組んでいます。

保育園における子どもたちの様子

2 施策の主な課題

- 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 多様化する保育ニーズに合わせ、既存施設や多様な手法を活用した就労家庭の子どもの受入れ推進を図るとともに、保育人材の育成など保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

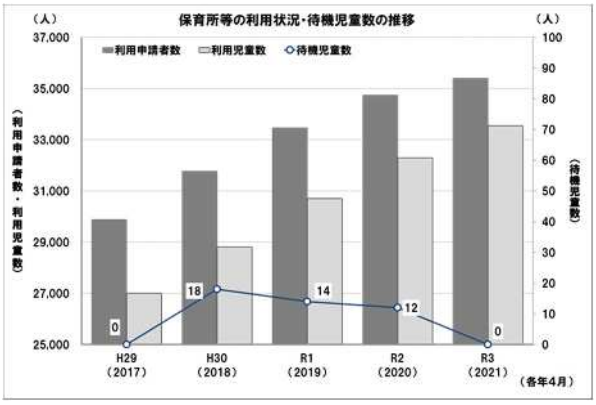

資料：こども未来局調べ

3 施策の方向性

★ 必要な地域での保育所整備や既存施設活用など、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠や保育人材の確保の継続

★ 保育・子育て総合支援センターを拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実

★ 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭の子どもの受入れの推進

4 直接目標

- 子どもを安心して預けられる環境を整える

5 主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
待機児童数 （こども未来局調べ）	0 人 ※ （平成27（2015）年４月）	0 人 （令和３（2021）年４月）	0 人 （平成30（2018）年４月）	0 人 （令和4（2022）年４月）	0 人 （令和8（2026）年４月）
認可保育所等利用者の満足度 （10点満点） （こども未来局調べ）	7.9 （平成27（2015）年度）	7.8 （令和元（2019）年度）	8.0 以上 （平成29（2017）年度）	8.2 以上 （令和3（2021）年度）	8.4 以上 （令和7（2025）年度）

※ 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
待機児童対策事業 就労しながら子 育てを行う家庭の増加による保 育需要に対 応するため、待 機児 童対策を継続して推進します。	**●区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施** ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備	・保育所入所相談、コーディネート等の実施	事業推進
	●「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 ・「子ども・子育て支援事業計画」の改定（予定）	・計画に基づく取組の推進	
	●横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 R3.4横浜保育室利用人数：12人	・協定に基づく相互利用の促進	

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
認可保育所等整備事業 保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。	**●認可保育所等における保育受入枠の確保** R3.4の定員数：33,812人	・さまざまな手法を活用した保育受入枠の拡大の推進	事業推進
民間保育所運営事業 民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。	**●民間保育所の適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援** ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進	・継続実施	事業推進
	●一時保育実施数の適正化 R3.4実施施設数：86か所 ・適正な事業執行体制に向けた検討	・一時保育事業の適正な執行体制による取組の推進	
公立保育所運営事業 保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。	**●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進** ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計）	・計画的な整備の推進	事業推進
	●公立保育所の老朽化対策の実施 ・施設保全の実施 ・藤崎保育園の建替え及び新園舎での運営開始	・計画的な施設保全の実施	
	●保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施 ・専門職による相談支援の実施 ・人材や施設を活用した多様な子育て支援メニューの提供 ・各種連携会議の実施 ・実践フィールドを活かした公民保育所職員研修等の実施 R2参加者数：5,777人	・地域の子ども・子育て支援の実施 ・民間保育所等への支援及び公・民保育所人材育成の推進	
	●多様なニーズに対応した保育の提供 ・一時預かり事業の実施 ・医療的ケア児の受入れの実施 ・医療的ケア児の受入体制の検討	・一時預かり事業や医療的ケア児の受入れの実施 ・検討結果を踏まえた取組の推進	
	●障害児保育の巡回相談や発達相談の実施 ・専門相談員による個別的な相談指導の実施	・継続実施	

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
認可外保育施設等支援事業 継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図ります。	**●保護者への保育料補助の実施** R2助成児童数：4,126人 ・安定的な制度運用に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	事業推進
	●川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進 R2川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：2,874人 ・R4以降の量の見込みと確保方策の検討	・確保方策の検討結果に基づく取組の推進 ・おなかま保育室の廃止（R4）	
	●病児・病後児保育事業の実施 ・全区で病児・病後児保育事業を実施	・病児・病後児への保育の実施	
	●認可外保育施設への立入調査の実施 ・立入調査の実施	・適正な施設運営や質の維持・向上のための立入調査の実施	
	●居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施 ・研修の実施	・継続実施	
幼児教育推進事業 幼稚園等への支援、一時預かり事業の拡充、認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。	**●幼稚園型一時預かり事業の推進** R３新規実施園数：１園 R３実施園数：38園	・実施園数の拡大や預かり保育の長時間化・通年化、受入年齢拡大の推進	事業推進
	●認定こども園への移行促進 R3移行園数：４園 R3認定こども園数：14園	・移行促進の継続	
	●幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施 R3幼稚園在園児の助成人数：15,597人（見込み） R3幼稚園類似施設在園児の助成人数：97人（見込み）	・対象者への補助の実施	
	●幼児教育相談の実施 ・巡回相談の実施	・巡回相談の継続実施	
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	**●保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施** ・保育士確保に関する各種事業の実施 R2参加者数：3,171人 ・就職マッチング等の実施 R2マッチング件数：2,684件	・保育士確保に関する各種事業の継続実施 ・就職マッチング等の継続実施	事業推進
	●保育士資格取得や定着に向けた支援 ・保育士資格取得支援の実施 R2保育士宿舎借り上げ支援事業補助対象者数：1,971人 R2保育士修学資金貸付等補助者数：43人	・資格取得支援の実施 ・対象者への補助の実施	
保育料対策事業 納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を確実に実行しながら、債権対策を推進します。	**●保育料収納対策の強化** ・WEB口座振替受付サービス等を活用した初期未納対策の実施 ・滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施 R2収入率：98.92%	・初期未納対策の継続実施 ・滞納者への滞納処分の継続実施	事業推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

1 これまでの主な取組状況

- 平成30（2018）年度から産後ケア事業の来所型を実施するなど、妊娠期・出産・乳幼児期を通し、妊婦・乳幼児健診や、発達や子育てに関する相談・支援を受けられる体制を整え、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

乳幼児健診の様子

- 老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、こども文化センターの施設の運営を行う中、令和２（2020）年度に小杉こども文化センターを開設しました。
- 令和元（2019）年度から緊急時の連絡など、必要な情報を一斉にメールで配信するサービスを実施し、学校の長期休業期間等において平日朝の開室を８時からに変更するなど、すべての小学生が、放課後などを安全・安心に過ごせるよう、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応など、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児期まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。
- 核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。わくわくプラザやこども文化センターにおいて、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりのほか、子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを推進する必要があります。

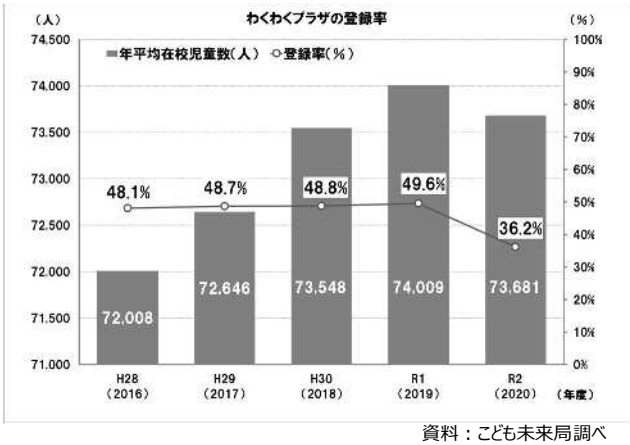

資料：こども未来局調べ

わくわくプラザの様子

3 施策の方向性

- ★ 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- ★ 利用者ニーズの変化や地域の特性を踏まえた、子どもが放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりや、より魅力的な子どもの居場所づくりの推進
- ★ 子どもが多くの人との関わりの中で多様な価値観に触れ、さまざまな経験ができる機会の創出

4 直接目標

- 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
乳幼児健診の平均受診率（こども未来局調べ）	97.2 %（平成26（2014）年度）	97.8 %（令和２（2020）年度）	97.3 %以上（平成29（2017）年度）	97.3 %以上（令和3（2021）年度）	97.8 %以上（令和7（2025）年度）
子育てが楽しいと思う人の割合（こども未来局調べ）	97.5 %（平成27（2015）年度）	96.9 %（令和２（2020）年度）	97.6 %以上（平成29（2017）年度）	97.7 %以上（令和3（2021）年度）	97.8 %以上（令和7（2025）年度）
わくわくプラザの登録率（こども未来局調べ）	46.3 %（平成26（2014）年度）	36.2 %（令和２（2020）年度）	47 %以上（平成29（2017）年度）	49 %以上（令和3（2021）年度）	51 %以上（令和7（2025）年度）
わくわくプラザ利用者の満足度（10点満点）（こども未来局調べ）	7.3（平成27（2015）年度）	7.6（令和２（2020）年度）	7.4 以上（平成29（2017）年度）	7.7 以上（令和3（2021）年度）	8.0 以上（令和7（2025）年度）
こども文化センターの延べ利用者数（こども未来局調べ）	第３期実施計画から新たに設定	717,694 人（令和2（2020）年度）	－	－	1,830,000 人以上（令和7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。	**●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施** R2助成件数：2,020件	・相談及び助成の継続実施	事業推進
	●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 R2助成件数：155,597件	・継続実施	
	●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 R2乳幼児健康診査受診者数：62,231人 R2聴覚及び視覚検診受診者数：12,594人 R2先天性代謝異常等検査受診者数：9,943人	・乳幼児健康診査の実施 ・聴覚及び視覚検診の実施 ・先天性代謝異常等検査事業の実施	
	●乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 ・フォローの実施	・継続実施	
	●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 ・支援の実施	・継続実施	
母子保健指導・相談事業 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。	**●思春期の心と身体の健康教育の実施** R2参加者数：1,680人	・学校保健と連携した集団指導等の実施	事業推進
	●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ・事業実施	・継続実施	
	●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 R2参加者数：3,188人	・各区等での両親学級の実施	
	●新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施 R2訪問実施率：94.9%	・乳児家庭への訪問の実施	
	●養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施） R2訪問件数：1,966件	・訪問指導の実施	
	●産前産後におけるサポートの実施 R2産後ケア事業利用者数：延べ1,832人 R2産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業利用者数：延べ2,321人	・産後ケア事業の実施 ・産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	
青少年活動推進事業 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。	**●青少年を育成・指導する青少年団体への支援** ・青少年団体への支援	・継続実施	事業推進
	●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ・こども110番事業への支援等	・継続実施	
	●「（仮称）川崎市20歳を祝うつどい」などのイベント等を通じた青少年の社会参加の促進 ・青少年が企画・運営するイベントの実施 R2「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：40人	・継続実施	
	●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 ・青少年指導員活動への支援	・継続実施	

施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
こども文化センター運営事業 子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。	**●こども文化センターの運営** ・適切な管理運営の実施	・継続実施	事業推進
	●子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の居場所の検討 ・意見聴取の手法や取組内容の検討 ・地域特性やニーズ等の把握に向けた検討	・子どもの意見聴取及び取組内容の検討 ・地域特性やニーズ等を踏まえた今後のこども文化センターの事業の検討 ・検討結果に基づく取組の推進	
	●こども文化センターの移転・整備 ・大師・田島こども文化センターの移転・整備に向けた検討	・移転に向けた取組の推進	
わくわくプラザ事業 すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	**●わくわくプラザ事業の実施** R2：114か所	・利用者ニーズを踏まえた取組の推進	事業推進
	●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 ・事業実施	・継続実施	
青少年教育施設の管理運営事業 団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	**●八ケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施** R2利用人数：6,193人	・団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施	事業推進
	●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 R2利用人数：7,452人	・野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施	
	●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 R2利用人数：53,717人	・子どもの自発的な活動の場の提供の実施	
	●青少年の家における団体宿泊活動等の実施 R2利用人数：12,686人	・団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施	

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 平成30（2018）年度に児童相談システムを導入し、ネットワーク化された情報を活用して、市内３か所の児童相談所及び７区役所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。
- 親と子の将来の自立に向けた支援を行うため、令和元（2019）年度にひとり親家庭支援施策の再構築を行い、相談支援の質の向上と効果的な情報提供、正規就労に向けた就労支援、子どもの自立に向けた切れ目のない支援、親と子の自立につながる経済的支援などを行っています。

リーフレット等を活用した里親制度の普及・啓発

2 施策の主な課題

- 児童虐待の相談・通告件数は年々増加しており、また、経済的な困窮に加え、保護者の複雑な成育歴や子ども自身の発達課題など、個々のケースが抱える背景・課題も複雑化しています。また、児童相談所が医療・司法の複数の関係機関と連携して対応していくケースが増加しており、児童虐待に迅速・適切に対応するため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を構築する必要があります。

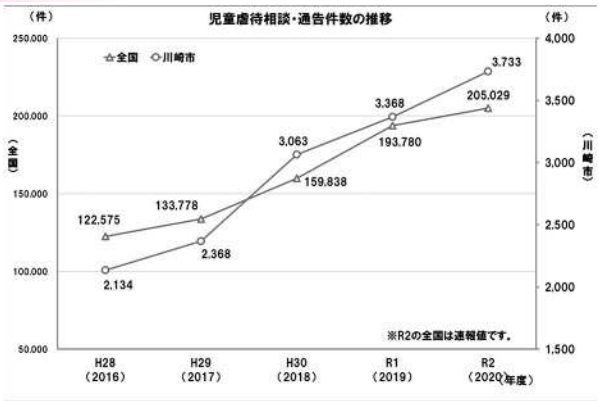

資料：こども未来局調べ

- 子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて多様な支援ニーズの把握と、地域ネットワークの強化と合わせて、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の体制づくりを進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 急増・複雑化する児童虐待に対応するための児童相談所の体制強化に向けた取組の推進
- ★ 要支援家庭の早期発見・早期対応・未然防止に向けた、児童家庭相談支援体制の強化
- ★ ひとり親家庭の複合的な課題への対応に向けた体制強化と、自立支援施策の推進
- ★ さまざまな背景・課題を抱えた子ども・若者を地域社会全体で、見守り・支えるしくみの構築

4 直接目標

- 子どもが安心して育つしくみをつくる

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
里親の登録数（こども未来局調べ）	116 世帯（平成26（2014）年度）	173 世帯（令和２（2020）年度）	118 世帯以上（平成29（2017）年度）	145 世帯以上（令和3（2021）年度）	252 世帯以上（令和7（2025）年度）
地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合（こども未来局調べ）	30.8 %（平成27（2015）年度）	39.0 %（令和元（2019）年度）	36 %以上（平成29（2017）年度）	45 %以上（令和3（2021）年度）	54 %以上（令和7（2025）年度）
ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合（こども未来局調べ）	第３期実施計画から新たに設定	73 %（令和2（2020）年度）	－	－	80 %以上（令和7（2025）年度）
児童養護施設や里親委託児童等の大学進学等につながった割合（こども未来局調べ）	第３期実施計画から新たに設定	32 %（令和2（2020）年度）	－	－	40 %以上（令和7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。	**●児童家庭相談支援体制の強化** ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討	・子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 ・児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進	事業推進
	●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ・運営方法の見直しに向けた検討 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 R2個別支援会議実施回数：710回	・運営方法の見直しに向けた検討の継続及び検討結果に基づく取組の推進 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施	
	●児童虐待防止に関する相談の実施 ・児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 ・SNSを活用した相談の実施	・電話相談の実施 ・SNSを活用した相談の継続実施	
	●地域の見守り体制の構築・充実 ・児童家庭支援センターによる相談支援、ショートステイ等の子育て支援の実施	・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進	
	●児童虐待防止普及啓発活動の実施 R2実施数：18回	・児童虐待防止普及啓発活動の継続実施	
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	**●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進** ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施	・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子ども及び家庭への相談援助の実施	事業推進
	●児童相談所の体制強化 ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・人材育成の取組の推進	・国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 ・人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進	
	●関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 ・警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施	・連携強化に向けた取組の推進	
	●体制強化にあわせた計画的な施設の整備 ・こども家庭センター改修（設計） ・中部児童相談所一時保護所建替え（設計） ・中部児童相談所改修（設計） ・北部児童相談所執務室増築（設計）	・計画的な整備の推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。		**●里親制度の普及・啓発活動の推進** ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R2開催回数：11回 ・里親登録世帯の確保に向けた取組の継続 **●里親養育技術向上のための研修会等の実施** R2開催回数：3回 ・里親養育技術向上への支援の継続 **●ふるさと里親事業の実施** R2登録世帯数：91世帯 ・家庭の雰囲気を体験するための取組の推進 **●NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施** ・事業実施 ・NPO法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施	事業推進
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。		**●児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進** 3施設合計7か所 ・要保護児童への支援の実施 **●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進** 3施設合計13か所 ・家庭に近い環境での支援の実施 **●社会的自立に向けた支援等の実施** ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・学習・進学等に関する支援の実施 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援の継続実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習支援等の実施	事業推進
ひとり親家庭等の総合的支援事業 ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。		**●児童扶養手当の支給** ・事業実施 R2支給世帯数：5,836世帯 ・対象者への適正な支給の実施 **●ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施** ・一部助成の実施 R2助成対象者数：12,164人 ・継続実施 **●母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の実施** R2新規貸付件数：299件 ・継続実施 **●ひとり親家庭等への日常生活支援の実施** ・生活援助及び子育て支援の実施 ・ひとり親家庭等に対する日常生活支援の継続実施 **●ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施** R2実施か所数：16か所 ・ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施 **●養育費確保に向けた支援の実施** ・事業実施 ・効果的な取組の検討 ・検討に基づく取組の実施 **●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施** ・生活・就業相談及び支援の実施 ・継続実施 **●ひとり親家庭への資格取得支援の実施** R2職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して１年以内に就労した割合：90% ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給 **●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営** ・事業実施 ・継続実施	事業推進
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。		**●女性相談の実施** ・事業実施 ・女性相談員による相談・自立支援の実施 ・DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・効果的な相談支援体制等の検討 **●DV被害者等の緊急一時保護の実施** ・事業実施 ・緊急時における対応の継続実施	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
子ども・若者支援推進事業 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	**●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進** ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進	・子どもの貧困対策の総合的な推進	事業推進
	●地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進 ・課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに向けた現状把握及び取組の方向性の検討 ・地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える団体の育成・支援 ・ボランティアを活用した、ひきこもり等児童福祉対策の実施 R2個別支援活動参加人数：73人 R2集団支援活動参加人数：55人	・検討結果を踏まえた課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進 ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施 ・ひきこもり等児童福祉対策の実施	

政策２-２　未来を担う人材を育成する

1 政策の方向性

- 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称（指標の出典）	計画策定時（H26）[2014]	現状（R3）[2021]	目標（R7）[2025]
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合（小学校６年生、全国学力・学習状況調査）	85.1%	77.3%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合（中学校３年生、全国学力・学習状況調査）	69.7%	65.2%	75%以上

3 施策の体系

政策２-１　安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
- 施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備
- 施策2-2-4 学校の教育力の向上

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。
- 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利や、多文化共生教育、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。
- 令和２（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和３（2021）年度からステップ０・１として授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。

GIGA 端末を活用した授業の様子

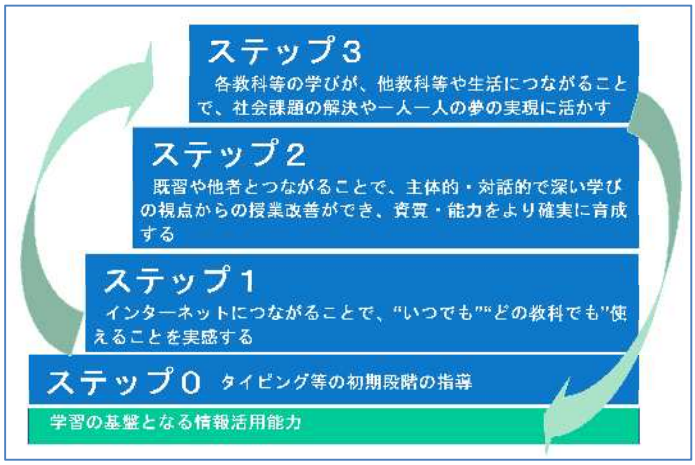

かわさき GIGA スクール構想に基づく段階的なステップアップのイメージ

- 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 新学習指導要領（小学校は令和２（2020）年度、中学校は令和３（2021）年度から全面実施、高等学校は令和４（2022）年度から年次進行で実施）では、「持続可能な社会の実現」に向けた視点や、教育課程に基づき、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。
- 市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、１人１台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえて「個別最適な学び」や授業改善の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 「かわさきGIGAスクール構想」を推進し、社会の創り手となる子どもたちに必要な力を育むために、端末の活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していく必要があります。
- 性的マイノリティへの理解促進や、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念やしくみの普及・啓発など、さまざまな観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。
- 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中９年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ **持続可能な社会の実現など新学習指導要領の視点に沿った適切な対応**
- ★ **小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進**
- ★ **すべての子どもの「分かる」を目指して、教育データを活用したきめ細かな指導・学びの推進**
- ★ **情報活用能力を基盤として、未来社会の創り手を育む「かわさきGIGAスクール構想」の推進**
- ★ **人権尊重を根幹とした教育活動の更なる推進**
- ★ **小・中学校９年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用したさらなる食育の充実**

4 直接目標

- **すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う**

5 主な成果指標

名　　称 （指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間 における目標値	第２期実施計画期間 における目標値	第３期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	75.9 % （平成26（2014）年度：小６） 66.7 % （平成26（2014）年度：中３）	73.0 % （令和3（2021）年度：小6） 66.0 % （令和3（2021）年度：中3）	77.0 %以上 （平成29（2017）年度：小６） 68.0 %以上 （平成29（2017）年度：中３）	81.0 %以上 （令和3（2021）年度：小６） 74.0 %以上 （令和3（2021）年度：中３）	82.0 %以上 （令和7（2025）年度：小６） 75.0 %以上 （令和7（2025）年度：中３）
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 （川崎市学習状況調査）	第3期実施計画から新たに設定	78.5 % （令和2（2020）年度：小5） 66.4 % （令和2（2020）年度：中2）	－ －	－ －	82.0 %以上 （令和7（2025）年度：小5） 75.0 %以上 （令和7（2025）年度：中2）
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 （川崎市学習状況調査）	88.3 % （平成26（2014）年度：小５） 73.4 % （平成26（2014）年度：中２）	90.1 % （令和2（2020）年度：小５） 80.8 % （令和2（2020）年度：中２）	90.0 %以上 （平成29（2017）年度：小５） 75.0 %以上 （平成29（2017）年度：中２）	93.0 %以上 （令和3（2021）年度：小５） 80.0 %以上 （令和3（2021）年度：中２）	94.0 %以上 （令和7（2025）年度：小５） 82.0 %以上 （令和7（2025）年度：中２）
「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合 （川崎市学習状況調査）	第２期実施計画から新たに設定	73.9 % （令和2（2020）年度：小５） 64.5 % （令和2（2020）年度：中２）	－ －	80.0 %以上 （令和3（2021）年度：小５） 65.0 %以上 （令和3（2021）年度：中２）	81.0 %以上 （令和7（2025）年度：小５） 67.0 %以上 （令和7（2025）年度：中２）
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 （川崎市学習状況調査）	第２期実施計画から新たに設定	90.9 % （令和2（2020）年度：小５） 80.5 % （令和2（2020）年度：中２）	－ －	96.0 %以上 （令和3（2021）年度：小５） 79.0 %以上 （令和3（2021）年度：中２）	97.0 %以上 （令和7（2025）年度：小５） 81.0 %以上 （令和7（2025）年度：中２）
体力テストの結果 （全国体力・運動能力、運動習慣等調査） ※神奈川県の平均値を100とした際の本市の値	99.7 （平成26（2014）年度：小５男） 99.4 （平成26（2014）年度：小５女） 92.9 （平成26（2014）年度：中２男） 94.5 （平成26（2014）年度：中２女）	100 （令和元（2019）年度：小５男） 100 （令和元（2019）年度：小５女） 94.6 （令和元（2019）年度：中２男） 96.5 （令和元（2019）年度：中２女）	100 以上 （平成29（2017）年度：小５男） 100 以上 （平成29（2017）年度：小５女） 100 以上 （平成29（2017）年度：中２男） 100 以上 （平成29（2017）年度：中２女）	101 以上 （令和3（2021）年度：小５男） 101 以上 （令和3（2021）年度：小５女） 100 以上 （令和3（2021）年度：中２男） 100 以上 （令和3（2021）年度：中２女）	102 以上 （令和7（2025）年度：小５男） 102 以上 （令和7（2025）年度：小５女） 100 以上 （令和7（2025）年度：中２男） 100 以上 （令和7（2025）年度：中２女）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	**●各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実** ・キャリア在り方生き方教育の全校実施 ・担当者研修の実施 ・多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 研修実施回数：3回	・各校における取組の実施と担当者のスキルアップ	事業推進
	●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 ・全校種における啓発資料の活用	・継続実施	
	●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 ・情報交換会や報告会の実施	・推進校における研究支援	
	●広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレットの作成及び配布	・継続実施	
学力調査・授業改善研究事業 子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	**●市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進** ・市学習状況調査(小５・中２)、市学習診断テスト(中１・中３)の実施 ・「生活や学習に関するアンケート」の実施	・対象学年の拡充、調査内容の充実 ・結果を踏まえた、授業改善や家庭学習・自主学習の支援	事業推進
	●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 ・結果報告書作成 ・数値目標の設定等による授業改善	・調査の結果等を活かしたさらなる授業改善の推進	
	●実践事例集の活用による指導力の向上 ・事例集作成・配布	・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布	
きめ細かな指導推進事業 習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	**●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進** ・小中９年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導 ・手引き等を活用した取組の実践	・小・中学校９年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実	事業推進
	●少人数指導・少人数学級等の推進 ・学校の実情に応じた取組の実施	・学校の実情に応じた取組の充実	

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。	**●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの活用** ・英語教育推進リーダー養成数（累計）：24人 **●ALTの配置・活用による英語教育の推進** R3配置数 小・中学校：107人 高等学校：6人 **●各校における指導体制の充実** ・小学校における中核英語教員（CET）への必須研修の実施 ・中学校、高等学校における各校１名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・小学校英語強化非常勤講師（ERT）の小学校への派遣	**●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの活用** ・英語教育推進リーダーの活用 **●ALTの配置・活用による英語教育の推進** ・ALTの適正な配置の実施 **●各校における指導体制の充実** ・各種研修の実施による英語教育の充実に向けた取組の推進	事業推進
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心をもって主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	**●理科支援員配置による理科教育の推進** ・全小学校に配置 **●横浜国立大学と連携した中核的理科教員（CST）の養成及び活用の推進** CST養成数（累計）：73人（見込み） CSTによる研修数：4講座 **●先端科学技術者の派遣授業の実施** ・派遣授業の実施	**●理科支援員配置による理科教育の推進** ・継続実施 **●横浜国立大学と連携した中核的理科教員（CST）の養成及び活用の推進** ・CST養成プログラムの実施と理科指導力向上に向けた取組の推進 **●先端科学技術者の派遣授業の実施** ・継続実施	事業推進
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。	**●「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進** ・第4次計画の策定 **●統括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実** 総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：56人 **●図書ボランティアによる読書活動の推進** ・読み聞かせ等の実施 **●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施** R1実施回数：25回 **●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進** ・ドリルの配布やイベントの実施	**●「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進** ・計画に基づく取組の推進 **●統括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実** ・学校司書等の適正な配置 **●図書ボランティアによる読書活動の推進** ・継続実施 **●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施** ・継続的な研修の実施 **●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進** ・連携した取組の実施	事業推進
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	**●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施** R2体験者数：5,229人（57校） **●ミューザ川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施** ・事業実施 **●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成** 実施校数：20校	**●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施** ・事業の継続的な実施 **●ミューザ川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施** ・継続実施 **●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成** ・「ジュニア音楽リーダー」の育成実施	事業推進

施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
人権尊重教育推進事業 「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。	**●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の推進** 開催：年１回	・人権尊重教育推進会議の継続的な開催など、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえた人権尊重教育の推進に向けた情報共有の推進	事業推進
	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 R2研修参加者数：2,878人（PTAは中止）	・研修等の継続的な実施	
	●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・教材内容の改善及び効果的な活用	・内容の改善による教材等の充実と効果的な活用の推進	
	●子どもの権利学習派遣事業の実施 派遣学級数：113学級（子ども向け）	・学校のニーズに応じた派遣事業の実施による学習機会の充実	
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	**●様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進** 派遣校数：78校（212人）	・派遣事業の実施	事業推進
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた外国人教育についての情報共有や意見交換の推進 R3開催：１回	・外国人教育推進連絡会議の継続的な開催による事業の充実	
	●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の推進 ・実践事例報告会や事業説明会の開催	・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施	
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。	**●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施** ・各種大会の実施	・継続実施	事業推進
	●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 R3実施校数：全小学校（114校）	・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施	
	●部活動への支援 ・技術的指導を行う部活動指導者の派遣：55人 ・全国大会等出場者への旅費等の補助	・部活動への継続的支援	
健康教育推進事業 健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	**●新型コロナウイルス感染症防止対策の推進** ・感染対策用品の配布等の実施	・学校の状況に応じた継続的な支援	事業推進
	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ・保健の授業等で実施	・継続的な健康教育の推進	
	●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施	・養護教諭や栄養士を対象とした研修の継続実施	
	●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・各種健康診断の実施	・健康診断の適正な実施	
	●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援 派遣校数：6校	・若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中９年間にわたる一貫した食育を推進します。	**●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進** ・食材や味付けにこだわった、健康的で、おいしい給食の提供 ・JAセレサなど多様な主体と連携した給食の提供 ・小中９年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・レシピ動画等の市民への情報発信	・川崎らしい特色ある給食の提供 ・学校における食に関する指導プランに基づいた体系体・計画的な食育の推進	事業推進
	●中学校給食の円滑な実施 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施	・継続実施	
	●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ・老朽機器等の計画的更新 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化	・老朽機器等の計画的な更新の実施 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化の継続実施	
	●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給	・運営支援内容の検討と検討に基づく取組の推進	
	●学校給食費の適正な徴収 ・学校給食費の公会計化の実施	・徴収状況を踏まえた取組の推進	
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	**●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進** ・計画改定	・計画に基づく取組の実施	事業推進
	●情報モラル教育の充実 ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施	・判断力の育成など情報モラル教育の推進と家庭との連携推進	
	●学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ・ICT機器の更新・整備	・GIGA端末導入に伴う小学校PC教室の見直し	
	●校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ・研修開催やサポートデスク等による各学校のサポート	・サポート体制の充実 ・学習データや児童管理データ、指導データなど様々なデータの連携による効率化の促進	
	●ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進 ・ネットワーク環境のあり方の検討	・検討結果に基づく取組の推進	

施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
かわさきGIGAスクール構想推進事業 「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	**●「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援** ・ステップ０・１の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 推進モデル校2校 研究推進校1校 推進協力校12校	・情報活用能力を基盤として段階的なステップアップを図る取組の推進と授業での活用 ・研究推進校・拠点校における取組の支援と共有による事業の充実 ・ICT活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進	事業推進
	●学校での活用を促進する人的支援 GSL研修会参加者数：延べ1,333人 ・GIGAスクールサポーターによる支援：15名配置	・情報交換会等を含むGSL（GIGAスクール構想推進教師）研修会や要請訪問研修の実施 ・サポーターの配置による学校支援	
	●教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討	・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進	
	●学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 ・教育データの利活用に向けた整理 ・GIGA端末における教育データの活用状況の調査	・教育データの活用手法の検討と指導・評価の改善への反映 ・GIGA端末における教育データの調査・分析	
	●児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の充実 ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備	・各学校の状況に応じたGIGA端末の整備と適切な維持 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査、検討 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用	
魅力ある高校教育の推進事業 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。	**●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進** ・魅力ある普通科教育の推進 ・定時制における学びの充実 ・特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備	・普通科におけるカリキュラム・マネジメントの充実とキャリア教育の推進 ・定時制における将来の自立に向けた支援や日本語指導の充実、在県外国人等特別募集の実施 ・インターンシップや合同発表会の実施など特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備	事業推進
	●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 聴講生制度：２コマ 図書館開放：１校 開放講座： 6講座（R１）	・聴講生制度、図書館開放、開放講座等の取組の推進	
	●川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育の推進	・川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育の実施	
	●市立高校における多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進 ・橘・幸・高津高校における協働に向けた体制作りと取組の推進	・多様な主体との連携・協議体制の構築と連携した取組の検証	
道徳教育推進事業 児童生徒が、生命を大切にする心や他者と協調し他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、「特別の教科　道徳」を要として、学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。	**●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進** ・道徳教育推進教師研修による指導体制の充実 ・担当者研修等の実施	・各校における道徳教育の充実 ・道徳教育推進教師研修、教員経験５年目以下の教員を対象とした研修等の充実 ・「いのち・心の教育」に関する研修の充実	事業推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

1 これまでの主な取組状況

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特に不登校児童生徒数の増加については、国における「不登校というだけで問題行動であると受け止められないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと」という考え方に則って、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでいます。

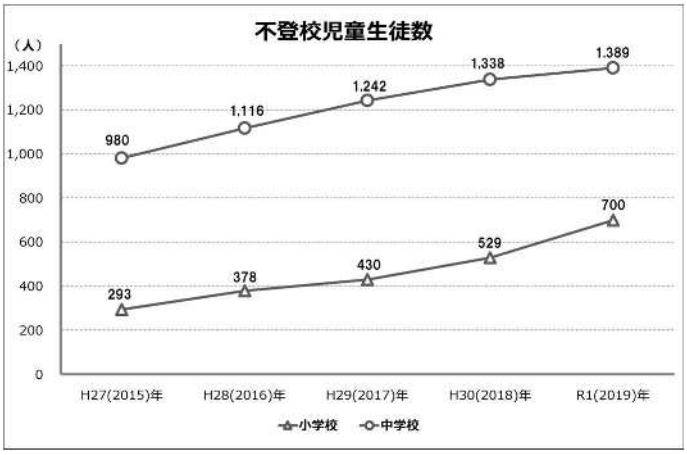

資料：「市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」

- このような状況に対応するため、児童支援コーディネーターを小学校全校に配置するとともに、令和２（2020）年度までに、中学校31校において支援教育コーディネーターを配置し、生徒指導担当と協働することで、教育的ニーズの把握と不登校等の未然防止を図りました。

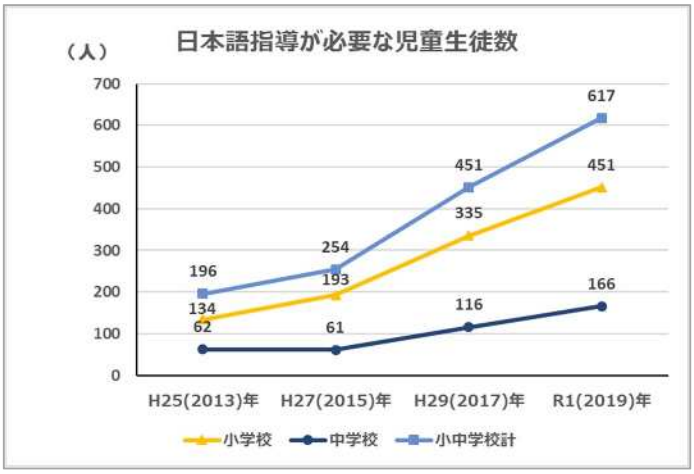

資料：「神奈川県公立小・中学校における外国につながりのある児童・生徒在籍状況調査結果」

- 外国につながりのある児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和２（2020）年度に支援体制の見直しを行い、更なる充実を図りました。

2 施策の主な課題

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設の狭隘化への対応など教育環境の整備が課題となっています。
- 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- 特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- 経済的理由のために学習機会が失われることのないよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。

3 施策の方向性

- ★ **障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築**
- ★ **特別支援学校の狭隘化への対応など計画的な施設整備の推進**
- ★ **特別な支援が必要な児童生徒の増加や外国につながりのある児童生徒への対応、不登校支援に関する国の方針を踏まえた、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実**
- ★ **福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策等の推進**

4 直接目標

- **支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる**

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	81.8 % （平成26（2014）年度）	90.9 % （令和2（2020）年度）	88.0 %以上 （平成29（2017）年度）	95.0 %以上 （令和3（2021）年度）	97.0 %以上 （令和7（2025）年度）
1,000人あたりの暴力行為発生件数（中学校） （教育委員会調べ）	8.29 件 （平成26（2014）年度）	5.05 件 （令和2（2020）年度）	8.22 件以下 （平成29（2017）年度）	6.88 件以下 （令和3（2021）年度）	6.88 件以下 （令和7（2025）年度）
いじめの解消率 （教育委員会調べ） ※（解消した件数／認知件数）×100	65.8 % （平成26（2014）年度：小学校） 83.2 % （平成26（2014）年度：中学校）	70.2 % （令和2（2020）年度：小学校） 76.5 % （令和2（2020）年度：中学校）	80.0 %以上 （平成29（2017）年度：小学校） 90.0 %以上 （平成29（2017）年度：中学校）	85.0 %以上 （令和3（2021）年度：小学校） 92.0 %以上 （令和3（2021）年度：中学校）	85.5 %以上 （令和7（2025）年度：小学校） 92.0 %以上 （令和7（2025）年度：中学校）
支援の必要な生徒※の課題改善率（中学校） （教育委員会調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な生徒の数	第3期実施計画から新たに設定	74.5 % （令和2（2020）年度）	－	－	80.0 % （令和7（2025）年度）
通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して計画を作成した割合（小・中・高等学校） （教育委員会調べ）	第3期実施計画から新たに設定	－ （令和３（2021）年度調査による）	－	－	100 % （令和7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
特別支援教育推進事業 「第２期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	**●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援** ・特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援	・担当教員による小・中学校への支援	事業推進
	●小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内３か所に設置 ・通級指導体制の充実に向けた巡回方式の試行	・検査体制の強化や巡回方式の導入など通級指導体制の充実	
	●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ	・個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施	
	●特別支援教育研修の実施による専門性の向上 必須研修：19回 希望研修：10回	・学びの場に応じた研修の継続実施と充実	
	●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣	・継続実施	
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置	・長期入院・入所児童生徒への指導者配置による学習支援	
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置 R2配置回数：21,092回	・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの継続配置	
	●小中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 配置校数：10校	・特別支援学級への介助支援人材の継続配置	
	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ・福祉と連携した教育支援の実施	・福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援	
	●社会的自立に向けた就労支援の実施 ・高等部における就労訓練の実施	・関係機関との連携による支援の充実	
	●特別支援学校の計画的な施設整備 ・中央支援学校大戸分教室の増築に向けた取組 ・中央支援学校高等部分教室の整備に向けた取組及び学校化に向けた検討 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議	・中央支援学校大戸分教室、高等部分教室の計画的な施設整備と学校化に向けた取組の推進 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議結果に基づく取組の推進	
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 ・児童生徒の実態に応じて各校で実施	・交流及び共同学習の継続	
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	**●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進** ・各学校における年間６時間授業の実施 担当者研修の実施：年２回 ・ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・GIGAスクール構想に対応したエクササイズの見直し	・各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ・各学校でのICTを活用したプログラム実施の支援 ・エクササイズを活用した取組の実施	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。		**●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進** ・小中学校全校へのコーディネーター配置と児童生徒支援の推進	事業推進
	コーディネーターの配置：小学校全校、中学校41校 コーディネーター研修の開催：8回		
		●スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・カウンセラーによる専門的相談支援の充実 ・学校巡回カウンセラーの充実とスーパーバイザーの配置による体制強化	
	・全中学校・高等学校への配置 ・小学校、特別支援学校への派遣		
		●スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 ・配置拡大による7区での巡回支援の充実	
	配置：8名		
		●多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施	
	・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障		
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。		**●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営** ・市内６か所のゆうゆう広場における児童生徒支援	事業推進
	・市内６か所の運営		
		●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 ・メンタルフレンドの活用による支援・相談の充実	
	配置：20名		
		●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実	
	・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実		
		●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校児童生徒への支援 ・端末活用等による長期欠席・不登校児童生徒への支援の充実	
	・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒の支援		
		●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・事例研究等による不登校特例校設置可能性の検討と取組の推進	
	・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討		
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。		**●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施** ・継続実施	事業推進
	・教育相談の実施		
		●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ・日本語初期支援員による支援の充実	
	・日本語初期支援員の配置		
		●特別の教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置による日本語指導の充実	
	・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施		
		●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・ICTの活用等による円滑なコミュニケーション手段の確保	
	・通訳機器の配置 ・通訳・翻訳の充実		
		●円滑な就学に向けた支援 ・「プレスクール」の実施による円滑な就学に向けた支援 ・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保	
	・就学前の学校説明会「プレスクール」の実施 ・就学案内及び就学状況の把握		

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	**●確実な就学援助費の支給による支援** ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 **●特別支援教育就学奨励費の支給による支援** ・円滑な支給 **●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施** ・就学事務の実施 **●高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援** ・円滑な支給・貸付	・新入学児童生徒学用品費の入学前支給による支援 ・就学援助の円滑な認定と援助費支給による支援 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	事業推進

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。
- 学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に取り組んでいます。
- 児童生徒の増加に的確に対応し、良好な教育環境を維持するため、教室の転用や増築等の対応に計画的に取り組むとともに、令和元（2019）年度に開校した小杉小学校に続く、令和７（2025）年度の新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組を進めています。

安全で快適な教育環境の整備（実施例）

トイレの快適化

小杉小学校の新設

平成 31（2019）年４月開校

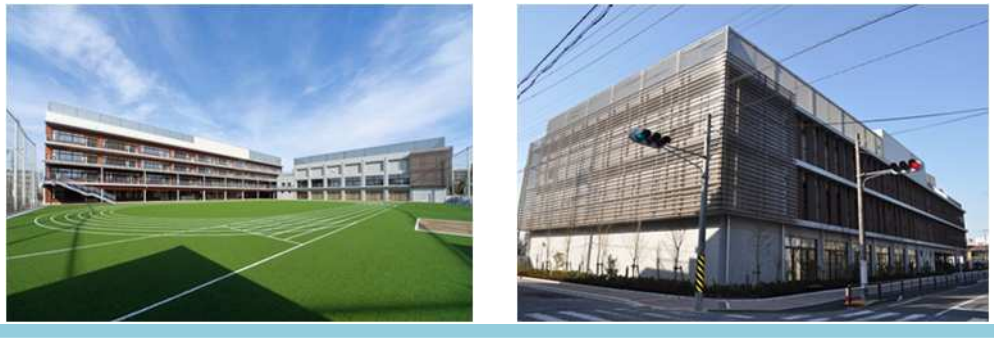

2 施策の主な課題

- 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備と予防保全により長寿命化を図るとともに、経年劣化に伴う空調設備の更新や、エレベーター設置によるバリアフリー化推進など、教育環境の更なる向上が求められています。
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）による小学校における35人学級の段階的な実施や、大規模集合住宅等の開発動向等も踏まえ、良好な教育環境を維持していくことが必要です。

3 施策の方向性

- ★ **事件・事故、災害から子どもたちを守る取組の推進**
- ★ **「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進**
- ★ **快適な学習環境の確保に向けた設備更新**
- ★ **地域ごとの児童生徒数の動向や義務標準法の改正に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進**

4 直接目標

- **安全で快適に過ごせる学習環境を整える**

5 主な成果指標

名　　称（指標の出典）	計画策定時	現　　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
児童生徒の登下校中の事故件数（教育委員会調べ）	**29** 件（平成22（2010）～26（2014）年の平均）	**35.6** 件（平成28（2016）～令和2（2020）年の平均）	**27** 件以下（平成25（2013）～29（2017）年の平均）	**25** 件以下（平成29（2017）～令和3（2021）年の平均）	**23** 件以下（令和3（2021）～7（2025）年の平均）
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合（教育委員会調べ）※「築年数20年以下（平成25（2013）年度時点）の学校施設数＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設」／全学校施設	**24.1** %（平成27（2015）年度）	**37.9** %（令和2（2020）年度）	**28.7** %以上（平成29（2017）年度）	**50** %以上（令和3（2021）年度）	**80** %以上（令和7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	**●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置** 配置：25人 **●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置** 配置：97か所(R3.9月末時点) **●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進** ・通学路安全対策会議の開催 ・危険か所の改善 **●学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進** 指定校：７校 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施	・スクールガード・リーダーの配置による子どもたちを守る取組の推進 ・各学校の実情に応じた適正な配置 ・通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の推進 ・研究及び成果の共有による各学校の防災力向上と、防災教育の推進	事業推進
学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	**●「学校施設長期保全計画」に基づく学校施設の長寿命化・再生整備の推進** 校舎の工事：16校 体育館の工事：2校 **●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新** ・更新方針の検討	・計画的な再生整備及び予防保全の実施 ・方針に基づく設計、工事の推進	事業推進
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	**●既存校のエレベーター設置の推進** 完了校数：163校 **●学校トイレの環境整備の推進** 完了校数：141校 **●普通教室の空調設備の更新** ・更新方針の検討 **●学校施設の防災機能の強化** ・非常用電源としての蓄電池の整備 ・学校施設の防災機能の適正な維持	・エレベーター設置の推進 ・R4年度全校完了予定 ・更新方針の決定と計画的な更新 ・非構造部材の耐震化の推進と学校施設の防災機能の適正な維持	事業推進
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	**●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施** ・適切な保守・点検、管理、補修の実施 **●効率的・効果的な学校施設の管理** ・民間活用による管理体制の検討、調査 **●学校プール施設の効率的・効果的な管理** ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定	・学校施設・設備の適切な保守・点検、管理、補修の実施 ・新たな管理体制に向けた検討と事業推進 ・方針に基づいた取組の推進	事業推進

施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
児童生徒数・学級数増加対策事業 児童生徒数の増加や義務標準法改正に伴う少人数学級の取組（35人学級の段階的な実施等）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	**●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施** ・推計の実施	・住宅開発・人口動態を捉えた推計の実施	事業推進
	●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた地域ごとの対応の推進 ・対応の検討	・児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた対応の推進	
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施	・調査の実施及び結果を踏まえた通学区域の検討	
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組 ・基本設計・実施設計の見直し	・R7開校に向けた取組の推進	
	●計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小　増築工事（完成）	・計画的な施設整備の推進	

施策2-2-4 学校の教育力の向上

1 これまでの主な取組状況

- 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（平成30（2018）年度策定）に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人員体制の確保など教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。

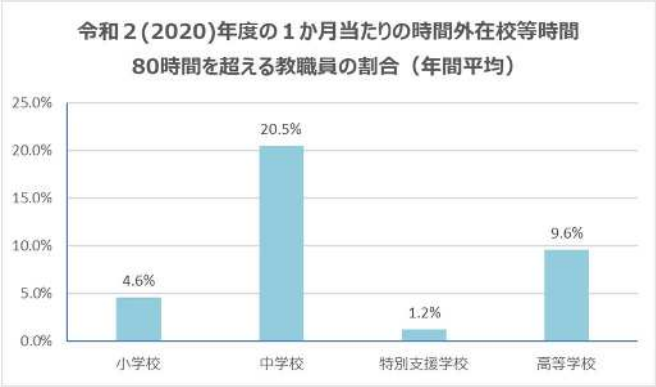

資料：教育委員会事務局調べ

- 地域資源の活用や学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）の拡充、学校評価の実施など、学校の自主性・自律性を高めながら特色ある学校づくりを進めています。
- 採用に関する広報活動の充実や試験方法の更なる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力にあふれた多様で優秀な人材の確保を進めています。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行うとともに、ライフステージに応じた教職員研修を行い、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めています。

2 施策の主な課題

- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新学習指導要領への対応や、GIGAスクール構想により教職員のICTを活用した指導力の向上なども求められる中、教職員の働き方・仕事の進め方改革を進めていくためには、引き続き教職員の業務の負担軽減と教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革の取組を着実に推進していく必要があります。
- 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現が求められていることから、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充など地域が学校運営に参画するための持続可能なしくみの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（小学校における35人学級の段階的な実施等）を踏まえ、必要な教職員の定数が増えることから、教員の質を低下させることなく、人材を確保することが必要となります。また、人材育成のため、ライフステージに応じた各種研修等を行っていく必要があります。

3 施策の方向性

★ さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営・支援体制の充実

★ 教職員の長時間勤務の是正に向けた、働き方・仕事の進め方改革の推進

4 直接目標

- 教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する

5 主な成果指標

名称（指標の出典）	計画策定時	現状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	58.4 %（平成26（2014）年度：小６） 45.0 %（平成26（2014）年度：中３）	72.4 %（令和3（2021）年度：小６） 63.4 %（令和3（2021）年度：中３）	59.0 %以上（平成29（2017）年度：小６） 45.5 %以上（平成29（2017）年度：中３）	63.5 %以上（令和3（2021）年度：小６） 51.0 %以上（令和3（2021）年度：中３）	73.0 %以上（令和7（2025）年度：小６） 51.5 %以上（令和7（2025）年度：中３）
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	53.6 %（平成26（2014）年度：小６） 31.2 %（平成26（2014）年度：中３）	45.0 %（令和3（2021）年度：小６） 31.2 %（令和3（2021）年度：中３）	55.0 %以上（平成29（2017）年度：小６） 32.0 %以上（平成29（2017）年度：中３）	57.5 %以上（令和3（2021）年度：小６） 33.0 %以上（令和3（2021）年度：中３）	60.0 %以上（令和7（2025）年度：小６） 40.0 %以上（令和7（2025）年度：中３）
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合（川崎市学習状況調査）	93.3 %（平成26（2014）年度：小５） 89.9 %（平成26（2014）年度：中２）	93.0 %（令和2（2020）年度：小５） 91.1 %（令和2（2020）年度：中２）	93.3 %以上（平成29（2017）年度：小５） 90.0 %以上（平成29（2017）年度：中２）	94.0 %以上（令和3（2021）年度：小５） 90.0 %以上（令和3（2021）年度：中２）	94.0 %以上（令和7（2025）年度：小５） 93.0 %以上（令和7（2025）年度：中２）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指すために、学校教育推進会議を学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行・展開し、拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。		**●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進** ・各校の取組推進	・各校の実情に合わせた取組の推進	事業推進
		●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）：28校	・コミュニティ・スクールの拡充	
		●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 ・取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布	・コミュニティ・スクール連絡会の開催やリーフレットの配布等による実践成果の普及・啓発	
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。		**●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進** ・「夢教育21推進事業」の実施	・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進	事業推進
		●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ・学校評価の実施	・学校評価の適正な実施による各学校の組織的・継続的な改善	
		●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 ・学校教育ボランティアの配置	・継続実施	
		●小中９年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ・小中連携・一貫教育の実施	・小中連携・一貫教育の推進	
		●区における教育支援の推進 ・学校運営全般にわたる支援 ・地域みまもり支援センター等と連携した取組の実施 ・「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携による子どもの支援	・学校運営全般に対する支援の充実 ・地域みまもり支援センターとの連携など学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 ・地域団体・機関との連携強化による子ども支援の推進	
		●学校運営費の適正な執行 ・各学校の実情に応じた予算調整制度の運用	・学校運営費の適正な執行	
教職員研修事業 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員やミドルリーダーとなる中堅職員の資質・能力の向上を図ります。		**●教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施** ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施 ・OJTを通して学び続けることができる環境の確保 ・GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施	・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の推進 ・学び続けることができる環境の確保や教職員の資質、能力の向上を目指した取組の推進	事業推進
		●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施 ・事業の実施	・かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施による優秀な人材の確保	

施策 2-2-4 学校の教育力の向上

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	**●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施** ・定数算定等の実施 **●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進** ・適材適所な教職員配置の実施 ・公正で適正な教員採用試験の実施 ・代替教職員の確保に向けた広報活動の充実等	・学級編制の標準の引き下げへの対応と施策推進に資する定数算定及び配当 ・計画的な人事管理の推進 ・創意と活力にあふれた魅力的な人材確保	事業推進
学校業務マネジメント支援事業 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。	**●学校運営体制の再構築に向けた取組** ・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定（予定） ・学校における業務改善の支援 **●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施** ・教職員事務支援員等の全小中学校への配置 ・部活動指導員の全中学校への配置 ・休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施 **●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用** ・法曹有資格者の配置による学校法律相談の実施	・方針に基づく取組の実施・進捗管理 ・教職員事務支援員や部活動指導員の配置等による学校業務の効率化 ・休日の部活動の地域移行に向けた検討 ・継続実施	事業推進

政策２-３　生涯を通じて学び成長する

1 政策の方向性

- 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 （指標の出典）	計画策定時 （H27）[2015]	現状 （R1）[2019]	目標 （R7）[2025]
「１年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 （市民アンケート）	25.2%	23.3%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 （市民アンケート）	50.8%	53.6%	55%以上

3 施策の体系

政策２-３　生涯を通じて学び成長する

- 施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上
- 施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

1 これまでの主な取組状況

- 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、身近な学びの施設である市民館において、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTAが開催する家庭教育学級の支援、企業等との連携による家庭教育事業等を実施しています。
- 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、子どもの豊かな成長の支援や生涯学習の推進を担う組織として、地域住民、子どもの育ちに関わる団体、学校教職員等が緩やかなネットワークを活かし、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組んでいます。
- シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和３（2021）年10月までに71か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。

地域の寺子屋事業：体験活動の様子
（ペットボトルロケット）

地域の寺子屋事業：学習支援の様子

2 施策の主な課題

- 核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることから、地域において家庭教育を支援する取組が今後も必要です。
- 地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、国の示す「地域学校協働本部」の役割を踏まえて地域教育コーディネーターを設置するなど、地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援を行うことで、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図る必要があります。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

3 施策の方向性

- ★ 家庭教育に関する学びの場への参加促進と、家庭教育を支援するためのネットワークづくりの推進
- ★ 中学校区地域教育会議における活動推進と、行政区地域教育会議における中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化
- ★ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への拡充と、継続した運営に向けた担い手づくりの推進

4 直接目標

- 大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	87.6 %（平成26（2014）年度）	94.5 %（令和2（2020）年度）	90.0 %以上（平成29（2017）年度）	92.0 %以上（令和3（2021）年度）	95.0 %以上（令和7（2025）年度）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合※（家庭教育事業参加者アンケート）	91.4 %（平成27（2015）年度）	83.8 %（令和2（2020）年度）	92.0 %以上（平成29（2017）年度）	92.5 %以上（令和3（2021）年度）	93.0 %以上（令和7（2025）年度）

※　家庭教育事業参加者アンケートについては、平成 27（2015）年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27（2015）年４月から平成 27（2015）年 12 月までの集計によるものです。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
家庭教育支援事業 子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	**●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供** ・事業実施（全区）	・家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供	事業推進
	●PTAによる家庭教育学級開催の支援 R2開催数：54校	・開催への継続的な支援	
	●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ・全市・各区で実施	・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催	
	●企業や地域団体等と連携した取組の推進 R2企業と連携した家庭教育講座の開催：2講座	・企業等と連携した事業実施	
	●オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 ・ICTの活用や出張講座の検討	・ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援	

事務事業名	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
地域における教育活動の推進事業 地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	**●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進** 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催数：年３回 ・地域教育コーディネーターの養成・設置 **●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進** ・子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催 **●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施** R2参加者数：1,764人	**●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進** ・地域教育会議を基軸とする緩やかな地域教育ネットワークの形成 ・地域教育コーディネーターの養成・設置 **●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進** ・子ども会議の充実に向けた取組の推進 **●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施** ・子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進	事業推進
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週１回の学習支援と、土曜日等に月１回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	**●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進** 設置か所数：72か所（R3.11.1時点） **●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保** R2寺子屋の運営に参画した人材：938人 ・人材確保に向けた広報等の実施 **●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発** 年１回開催 **●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施** 設置か所数：4か所	**●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進** ・全ての小・中学校での開講をめざした取組の推進 **●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保** ・養成講座の継続した実施と人材確保に向けた広報等の実施 **●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発** ・地域の寺子屋推進フォーラムの継続開催による事業の普及・啓発 **●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施** ・地域の状況を踏まえた取組の推進	事業推進

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市民が学びの成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる、学びと活動の循環を推進していくための生涯学習事業の実施や、学びを通した人づくり、つながりづくり、地域づくりに取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛下においても、市民館でのオンラインを活用した事業展開や、図書館での本の宅配サービスなどをはじめ、市民の学習ニーズに応えるサービスの継続に努めています。
- 市民館や図書館等の社会教育施設における多様な市民ニーズへの対応や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。
- 老朽化が進んでいる教育文化会館については、川崎区の市民館として労働会館と空間や機能を融合し、効果的な運営ができるよう再編整備に向けた取組を進めています。
- 宮前市民館・図書館については、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」（令和2（2020）年度策定）に基づき、鷺沼駅前への移転・整備に向けた取組を進めています。
- 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室を開放するなど、学校施設の有効活用を進めており、特別教室については、地域の多様な主体と連携・協働しながら、活用促進に向けた「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。

オンラインを活用したワークショップ

「Kawasaki 教室シェアリング」での学校施設のコワーキングスペースとしての活用やイベント開催

2 施策の主な課題

- 地域のつながりの希薄化とともに、超高齢社会や人口減少社会の到来が見込まれるなど、市民の知識・経験を地域の課題解決に活かすしくみや、社会参加・生きがいづくりにつなげる取組など、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となります。また、ICTを活用した学習機会の提供など、市民の主体的な学びや活動を支えるためのさまざまな取組を進める必要があります。
- 社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中で、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。令和２（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく必要があります。
- 市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化への対応が必要となっています。
- 身近な地域における生涯学習や地域活動の場づくりを進めるため、学校施設開放においてよく利用されている校庭や体育館に加え、特別教室などの更なる有効活用のしくみづくりが求められています。

3 施策の方向性

- ★ **「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえた「行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組の充実**
- ★ **市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進**
- ★ **身近な生涯学習や地域活動の場としての、学校施設の更なる有効活用の推進**

4 直接目標

- **市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる**

5 主な成果指標

名　称（指標の出典）	計画策定時	現　状	第１期実施計画期間における目標値	第２期実施計画期間における目標値	第３期実施計画期間における目標値
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数（教育委員会調べ）	8.9万 人（平成26（2014）年度）	1.3万 人（令和2（2020）年度）	9万 人以上（平成29（2017）年度）	9.1万 人以上（令和3（2021）年度）	9.2万 人以上（令和7（2025）年度）
教育文化会館・市民館・分館施設利用率（教育委員会調べ）	56.6 %（平成26（2014）年度）	37.8 %（令和2（2020）年度）	56.9 %以上（平成29（2017）年度）	57.3 %以上（令和3（2021）年度）	57.7 %以上（令和7（2025）年度）
市立図書館・分館における図書館の入館者数（教育委員会調べ）	433.7 人（平成26（2014）年度）	226.4万 人（令和2（2020）年度）	435万 人以上（平成29（2017）年度）	437万 人以上（令和3（2021）年度）	439万 人以上（令和7（2025）年度）
学校施設開放の利用者数（教育委員会調べ）	260.9万 人（平成26（2014）年度）	144.7万 人（令和2（2020）年度）	261万 人以上（平成29（2017）年度）	267.7万 人以上（令和3（2021）年度）	268.1万 人以上（令和7（2025）年度）
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合※（事業参加者アンケート）	67.5 %（平成27（2015）年度）	46.6 %（令和2（2020）年度）	69.0 %以上（平成29（2017）年度）	70.5 %以上（令和3（2021）年度）	72.0 %以上（令和7（2025）年度）
市立図書館における個人利用者への図書資料の貸し出し冊数（教育委員会調べ）	第3期実施計画から新たに設定	548万 冊（令和２（2020）年度）	－	－	600万 冊以上（令和7（2025）年度）

※ 事業参加者アンケートについては、平成 27（2015）年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27（2015）年 4 月から平成 27（2015）年 12 月までの集計によるものです。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
社会教育振興事業 教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりをを進めます。	**●市民が集う利用しやすい環境づくり** ・オープンスペースの活用 ・多様な講座等の実施 ・多様な広報媒体の活用に向けた検討	・市民が気軽に集える居場所となるような施設利用促進のための取組の推進 ・あらゆる世代に向けた魅力ある事業の実施 ・戦略的な広報の充実	事業推進
	●多様な市民ニーズに対応した学びの支援 ・出張型の学級講座の実施 ・地域をフィールドにした事業の実施 ・動画配信やオンライン講座等の実施	・身近な場所での学びの場づくりの推進 ・まちの資源を活かした取組の推進 ・ICTを活用した新たな手法による取組の推進	
	●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり ・市民講師やボランティアの養成と活用 ・団体相互の交流の場づくり ・市民館運営や事業企画への市民や団体の参画	・市民講師やボランティアなど地域人材の活用に向けた取組の推進 ・地域団体の育成や交流に向けた取組の推進 ・市民館で活動する市民や団体をはじめ、多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進	

施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和３（2021）年度	令和４（2022）～７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	**●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり** ・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発 ・読書普及に向けたイベント等の実施 ・図書館だより等を活用した広報の実施	・図書館の利用促進に向けた様々な取組の実施 ・戦略的広報の実施	事業推進
	●多様な利用ニーズに対応した読書支援 ・返却ボックスの設置、有料宅配サービスの施行 ・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施 ・図書館システムとICT活用によるサービス向上に向けた取組の実施	・来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 ・多様な主体との連携や地域資源を活用した読書普及活動の推進 ・他施設等との相互連携によるサービス提供の充実 ・図書館システムの更新とICT活用による事業・取組の充実	
	●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進 ・ボランティア養成研修、交流会の実施 ・関係機関等と連携した展示等の実施 ・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理	・ボランティアの育成・支援の取組の推進 ・他機関等との相互連携による取組の推進 ・多様なニーズに応えるための資料の充実、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供	
生涯学習施設の環境整備事業 市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	**●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）の更なる活用の推進** 開放施設数：452か所 ・特別教室の活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の実施	・学校施設開放の継続的な実施と、「Kawasaki教室シェアリング」等による更なる利用促進に向けた取組の充実	事業推進
	●老朽化した社会教育施設の環境整備 ・八ヶ岳少年自然の家の改修等に向けた取組 ・幸市民館・図書館の詳細調査 ・各施設の老朽化対策の検討	・資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化に向けた計画的な取組の推進	
	●教育文化会館の労働会館との再編整備の推進 ・実施設計、管理運営計画の検討	・R6供用開始に向けた取組の推進と教育文化会館の除去工事 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討	
	●宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ・基本設計、管理運営計画の検討	・移転・整備に向けた取組の推進 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討	
	●市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築 ・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく効率的・効果的な管理・運営手法の検討	・管理・運営の考え方の策定と取組の推進	